

○武田良介君 先ほども経営判断という話もありました。そういうことなのかもしれないんですけども、しかし、JR各社も、このICカードの一体としたチャージ分とその定期券、一体にした一枚のカードでというのを、これを推奨してきたということがあると思うんですよ。これまでやっていなかったこと、そしてコロナのことがあり、払戻しどうするかという問題が顕在化したということだと思うんですが。

一方で、元をただせば一斉休校ということがあったから今回こういう事態が生じたということもありますから、最後に大臣に伺いたいんですけど、この実態を調べるとか、あるいは地域や鉄道会社、住んでいる高校生たちにとって使っている鉄道会社が違うことでこういう差が生まれるということが実際に起こっていますので、何か会社に働きかけるのか、財政的支援という意味だけじゃなくて、何らか国の迅速な対応も必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 一斉休校をしたことがこうしたことを、何というか、起因しているというふうなことの御発言ありましたけど、私は一斉休校は一斉休校で、これはコロナの感染拡大防止ということととられた措置だというふうに思っております。

これを受けて、私のところにもこの定期の払戻

しの件は幾つもの市民相談みたいな形で来ておりまして、特に多かったのは、二月末日が最終登校日なんですけど、三月の十五日、中旬に、春休みに入る前に一度登校したと。一日使われるとそれが最終登校日になるみたいな話で、そうしたことは、私、一つ一つ対応して、鉄道事業者にも、それJRの東もあつたんじゃないかと思うんですけど、西とか、地元ですから、民鉄についてもつないで、そうすると、事情を説明して、事情を聞いて対処するということ徹底をされているというふうに思っております。

JR東のこのチャージの件についても二つ三つ御相談があつて、そのたびにJR東につなげて、事情を聞いてちゃんと対応するというところで、私はその問題は余り生じていないんじゃないかというふうに思っておりますが、ちよつとシステム上の違いがあるにしても、この通学定期券の、資料四に載っているような、払戻しの御案内についてちよつと違うようなことというのは余り好ましくないと思うので、ここもしっかり現場で対応している以上はそうしたことの表記をするように指導する方向で対応したいと思っております。

○武田良介君 ありがとうございます。終わります。

○上田清司君 もう既に各議員からお話が出ておりますが、ドローンは非常に便利ではありますが、

不適切な使用によつては大きな被害が起り得る可能性が高いという、そうした認識の議論が出ております。

数字でしっかりと把握しておきたいんですが、令和元年度のドローンの不適切な使用又は危害を発生させた、つまり航空法違反、この部分が何件あり、うち外国人の部分が何件だったか教えていただきたいと思います。

○政府参考人（小柳誠二君） お答えいたします。令和元年中における無人航空機に係る航空法違反の検挙人員でございますが、百十五人でございます。まして、そのうち外国人の検挙人員は五十一人と、約半数を占めているところでございます。

○上田清司君 埼玉県だけ覚えておるんですが、埼玉県民の中で、三十六人のうち一人が外国人、そういう割合からすると圧倒的に外国人の方の違反あるいは検挙が多いということですので、こうした趣旨を踏まえて、どう外国の方々にこの今回の法改正の趣旨を徹底させるかどうかということが問われておりますので、どうぞその辺について大臣始め国交省において的確にやっていただきたいと思います。

続きまして、ゴー・ツー・キャンペーンについて、昨年、台風十五号、十九号の、いわゆる観光事業分の喚起を促すという意味で災害地の割引キャンペーンを観光庁で行ったことに関して、ゴ

ー・ツー・キャンペーンでこれ場合によっては応用できるのではないかとというふうに私思いました。その前に、先ほどもお話がございましたが、観光事業分の事務委託費が二千九十九億円を上限とするという経産省の方からお話が出たと聞いておりますが、観光事業分という以上、それ以外の事業分、あるいは、またその事業分の事務委託費の上限はどうなっているか、経産省に聞きたいと思えます。

○政府参考人（島田勘資君） 観光以外の分野に関するゴー・ツー・キャンペーンの総事業費、事務経費ということでよろしゅうございますでしょうか。

観光以外の分野ですと、一つには飲食に関するゴー・ツー・キャンペーンというのを実施することとしてございますが、これに関する事務委託費としては四百六十九億円というふうに考えているところでございます。それから、イベント、エンターテインメントの分野で二百八十億強、商店街について五十億強といったような数字で現在考えておるところでございます。

○上田清司君 要するに、足し算していくと三千億を超えるような感じになるということですね。一見、二千二百億だけが表に出たんで、おつ、随分下げたなという一種の印象操作が行われたような気がいたします。やっぱり丁寧に聞かないとま

ずいなというふうに思いました。

そこで、観光庁長官にお伺いします。

この総事業費約二十四・五億円を十四都県に配分をして、十四都県を窓口にして事業を行っていただきます。この積算根拠、二十四・五億の積算根拠、あるいは事務経費の三・四億円の積算根拠などについて問合せをしたんですが、なかなか出てこなかったんですけれども、一応、観光庁参事官の名前で、この二十四・五億円の総事業費の中の一三％、三・四億円がいわゆる都道府県の、これは補助金全体の中での事業委託費もその中に含まれているわけですから、一三％分の三・四億円が事業費のいわゆる事務経費だというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人（田端浩君） 今委員御指摘のとおり、令和元年台風十五号、十九号のふっこう割の予算額二十四・五億円でございますが、この部分につきましては十四都県、これ災害救助法が適用された市町村による宿泊のキャンセル数を推計をいたしましたして、その同等の旅行需要を回復を図るということとふっこう割を予算措置をいたしました。事務委託費率は、予算総額ベースで約二％ということと計上をしております。

○上田清司君 二度目にもらったやつでは、今度は一三が一二になっておりました。ところが、この一二％ということですが、十四

都県に配付したいいわゆる補助金の交付要領、この資料を見ていきますと、別表三の中に、その事務経費は九％になっております。経費率一・〇九、経費は九％となっておりますし、埼玉県に確認もしました。もうほとんど十分以内に回答が出ましたけれども、国の方からも厳しく指導を受けて九％以内にしろということで、埼玉県は今九〇％事業を終わらせていますが、その時点でも八・二％。最終的にも八・二％で終わると、こんなふうに言われているんですが、この九％と一二％のこの差額は何なのか、四％。まさか観光庁が中抜きしているんじゃないんでしょうか。

○政府参考人（田端浩君） この一・一六というところの部分であります。元々のこの経費率一・〇九というところとございましたが、この繰越後、一・一六と、このように経費率をしたというところで、この別表二に付いている一・一六となっているものでございます。

○上田清司君 繰越しが一・一六。そうすると、経費率が一六％ということですか。

○政府参考人（田端浩君） 繰越しをした後が一・一六ということとございますので、経費率はこの一・一六ということになります。

○上田清司君 それはもう間違っていますよ、完全に。第一、まだ事業終わっていないんです。い

も。

まあこんな程度ですから、あらかじめちょっと申し上げて、このことを追及するためにも閉会中審査をしなくちゃいけないということがはっきりしました。

そこで、私、ある経済評論家の話を聞いていましたら、面白い話がありまして、江戸時代に口入れ屋と引込み屋というのがいて、この口入れ屋という、悪い人の口入れ屋は、時の権力者と、米問屋とか油屋とか塩屋といった独占企業と結託して価格を操作してぼろもうけをしたりする一方で、悪徳商人から手数料を取っていたと。また、寺の普請や橋の架け替えなど、いわゆる公共事業で中抜きをして大もうけをしていたと。

二十一世紀の口入れ屋は、政府が金を国民に給付する事務のお手伝いや、政府のプロジェクトを実施するとき仕事の窓口になって中抜きやピンハネをします。持続化給付金の実施においても、サービスマデザイン協議会という口入れ屋がいました。ゴー・ツー・キャンペーンでも、一八・五％、三千九十五億円の手数を払う口入れ屋が登場しうになつていましたが、現在の火盜改の野党議員の追及によって再構築がされました。

もう一つ、引込み屋という存在もあります。江戸時代の引込み屋は、盗賊の手下になって、金のある豪商をいろいろ下調べをして泥棒が入る手引

きをする役割です。成功すれば、引込み屋にたっぷり分け前が入ります。

二十一世紀の引込み屋は、外国の手下として働き、その国の商品や技術を高い値段で日本に売り付けます。そういう手助けをする。武器などが典型的な例です。

また、日本の資産を安く外国に売り渡す手引をいたします。この口入れ屋は、日本と外国の両方からコミッションをいただきます。郵政事業の民営化だったんですが、いつの間にか郵貯を含む全ての郵政事業が民営化されました。コンセッション方式による民営化、スーパージェイの特区など、よく出てくる引込み屋らしき人もいます。外国の雲霧仁左衛門は日本の雲霧仁左衛門のように優しくないのです、引込みの暗躍には相当気を付けてなくちゃいけない、こんなふうに私は思っております。一連のこの国交委員会での質疑の中でも、こうした引込み屋、そして口入れ屋が出てきております。

大臣、大変良心的な御答弁や、また様々な発言、活動をやっていたに深く感謝をしているところであります。しかし、二十四・五億円という、三千億クラスの中身にすると極めて少ない話であります、少なくとも、この補助金要領では九％ということを各十四の都県に要求をし、要するに、手続の費用はその程度で収めて真水を

しっかり出せと、こういう指導をしておられるんです。そして、埼玉県はそれを忠実に守って八・二％なんです。

私は、先ほど、また公募されると言っているんですが、四十七都道府県にこれを預けて、四十七都道府県にやっていたら九％の手数料で済んじゃって、しかも四十七都道府県の地元の事業者、地元のある意味では口入れ屋にやっていたら、いい口入れ屋ですから地域の振興につながっていく、こんなふうに私は理解しておりますが。

大臣、どうもパターンが同じで、また公募と言っておられますけれども、公募は当たり前なんです。マスクみたいに五月十五日に注文したって、緊急だからということで随契で二十億も払っているんです。百万円以下なんです、本当は、随契で払っているんです。そういういいかげんなことをやらせないためにも、逆に地方創生のために都道府県にやらせたらいかかでしょうか。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 私、池波正太郎の「鬼平犯科帳」好きですけど、この事業において何が引込み屋とか指されているのか、正直言って全く分かりませんし、とても理解ができません。

金額が大きいわけですので様々な御指摘はあると思いますが、私が申し上げているのは、政治家

として結果責任が問われると思っておりますので、しっかりと説明責任が果たせるように、また、プロセスもしっかり公表しますので、適切に透明性の確保と説明責任を果たすということはお約束をしてお約束させていただきます。

○上田清司君 先ほどの観光庁長官、一六%の繰越しというお話もありましたが、まだ事業が終わっておられないという状態で、あり得ないお話もありました。是非、閉会中審査をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（田名部匡代君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（田名部匡代君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、浜口さんから発言を求められておりますので、これを許します。浜口誠さん。

○浜口誠君 私は、ただいま可決されました無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべしである。

一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等について分かりやすく丁寧な周知に努めること。

二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる機体の範囲や表示のルール等について、安

全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。

三 手作り又は改造を加えた無人航空機について、安全上の確認体制を整備するとともに、登録内容の変更、更新、抹消等の手続が確実に行われるよう、関係者間で連携し、登録制度の着実な定着を図ること。

四 無人航空機の登録制度システムの構築及び無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に係るシステムの運用に当たっては、安全性、信頼性を確保した上で、機体情報等の入力を簡略化するなど、所有者の申請手続に係る負担の軽減に努めること。

五 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に対して対象空港管理者等が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。

六 小型無人機の利活用が急速に進展している一方、事故等が頻発していることに鑑み、事故の実態等を踏まえ、小型無人機の運航供用者に係る賠償資力の確保の在り方について、調査・検討を行うとともに、関係団体と連携し、小型無人機の運航供用者の保険加入を促進させること。

七 空港の設置者が空港機能管理規程を定めるに当たっては、自然災害、無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生